

1 人員基準欠如減算

「看護職員」及び「介護職員」の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っているときは、人員基準欠如に該当

【具体的な取扱い】

I 看護職員

① 看護職員の数

1月間の職員の数
の平均

② 算定式

「サービス提供日に配置された延べ人数」 ÷ 「サービス提供日数」

II 介護職員

① 介護職員の数

利用者数及び提供時間数から算出する勤務時間数

② 算定式

「当該月に配置された職員の勤務延時間数」 ÷ 「当該月に配置すべき職員の勤務延べ時間数」

※勤務延時間数＝サービス提供時間内に勤務する時間数の合計

【減算の対象月】

それぞれの算定式の結果、人員基準上必要とされる員数から

★1割を越えて減少した場合

⇒ その翌月から、解消されるに至った月まで

★1割の範囲内で減少した場合

⇒ その翌々月から、解消されるに至った月まで

ただし、翌月の末日に、人員基準を満たす場合は除かれる。

【留意事項】

<利用定員が11人以上の場合>

・「看護職員」、「介護職員」それぞれの算定式を用いて、計算する。

<利用定員が10人以下の場合>

・「介護職員」の算定式を用いて、計算する。

【具体例：看護職員】

平成28年8月の勤務実績

＜営業日：月～金 利用定員：20名 看護職員：2名＞

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
看護職員A	○	○	○	休	○	—	—	○	○	休	○	○	—	—	休	○	○	○	○	—	—	○	休	○	○	○	—	—	○	○	休
看護職員B			○			—	—						—	—			○			—	—						—	—			○

① サービス提供日に配置された延べ人数 = 21人

看護職員A = 18日

看護職員B = 3日

② サービス提供日数 = 23日

③ 1月間の職員の数平均

① ÷ ② = 0.91304... ⇒ 1割の範囲内で減少

＜結果＞

翌々月(平成28年10月)から、解消されるに至った月まで減算

【具体例：介護職員】

※本来であれば、暦月で計算するが、単純化のため週で計算

平成28年8月の勤務実績

＜営業日：月～土 利用者数：30名 サービス提供時間：9時から16時30分(7.5H)＞

	月	火	水	木	金	土	計
利用者数	30人	30人	30人	30人	30人	30人	
必要時間数	30時間	30時間	30時間	30時間	30時間	30時間	180時間
介護職員A	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	0時間	37.5時間
介護職員B	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	45時間
介護職員C	0時間	7.5時間	7.5時間	7.5時間	0時間	7.5時間	30時間
介護職員D	0時間	7.5時間	0時間	7.5時間	0時間	0時間	15時間
介護職員E	3時間	0時間	3時間	3時間	3時間	0時間	12時間
介護職員F	5時間	5時間	0時間	5時間	0時間	0時間	15時間
計	23時間	35時間	25.5時間	38時間	18時間	15時間	154.5時間

① 当該月に配置された職員の勤務延べ時間数 = 154.5時間

② 当該月に配置すべき職員の勤務延べ時間数 = 180時間

③ 利用者数及び提供時間数から算出する勤務時間数

① ÷ ② = 0.85833... ⇒ 1割を越えて減少

＜結果＞

翌月(平成28年9月)から、解消されるに至った月まで減算

2 定員超過減算

事業所の「利用定員」を上回る利用者を利用させているときは、定員超過利用に該当

【具体的な取扱い】

① 利用者の数

1月間(暦月)の利用者の数の平均

② 算定式

「1月(暦月)のサービス提供日ごとの同時にサービス提供を受けた者の最大数の合計」 ÷ 「サービス提供日数」

【減算の対象月】

その翌月から、解消されるに至った月まで

【やむを得ない場合】

災害、虐待等の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、減算に該当しない。

【具体例：定員超過】

平成28年8月の利用者数

＜営業日：月～金 利用定員：20名＞

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
利用者数	20	20	25	20	15	—	—	20	20	25	20	15	—	—	20	20	25	20	15	—	—	20	20	25	20	15	—	—	20	20	25	465

- ① 「1月(暦月)のサービス提供日ごとの同時にサービス提供を受けた者の最大数の合計」 = 465名
- ② 「サービス提供日数」 = 23日
- ③ 1月間(暦月)の利用者の数の平均
 - ① ÷ ② = 20.21739... ⇒ **21名(※小数点以下を切り上げ)**

＜結果＞

翌月(平成28年9月)から、解消されるに至った月まで減算

★「人員欠如」 ⇒

人員基準違反

★「定員超過」 ⇒

運営基準違反

※結果として、減算にはならなくても、基準違反に該当するため、このような状況にならないよう注意してください。

3 2時間以上3時間未満の通所介護

【単位数】

所定単位数の100分の70

【算定できる利用者】

利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者

- ① 心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者
- ② 病後等で短時間の利用から始めて、長時間利用に結びつけていく必要がある者

【留意事項】

- ・単に入浴サービスのみの利用は適当でない。
- ・利用者の日常生活動作能力などの向上のための機能訓練等を実施が必要。

★指摘事項

長時間のサービス利用が困難であることの記載はあるが、その理由が記されていないかった。

4 延長加算

【要件】

7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して「延長サービス」を行った場合、5時間を限度に算定

【単位数】

- | | |
|-------------------|-------|
| ① 9時間以上10時間未満の場合 | 50単位 |
| ② 10時間以上11時間未満の場合 | 100単位 |
| ③ 11時間以上12時間未満の場合 | 150単位 |
| ④ 12時間以上13時間未満の場合 | 200単位 |
| ⑤ 13時間以上14時間未満の場合 | 250単位 |

【具体例】

通所介護(9時間)				延長(5時間)		計14時間(250単位算定)	
延長(2時間)		通所介護(9時間)		延長(3時間)		計14時間(250単位算定)	

【留意事項】

- ・当該事業所の利用者が引き続き、宿泊する場合は、算定不可。
- ・宿泊した翌日に当該事業所の通所介護の提供を受ける場合は、算定不可。

□延長加算に関するQ&A

Q 9時間の通所介護等の前後に送迎を行い、居宅内介助等を実施する場合も延長加算は算定可能か。

A 延長加算については、算定して差し支えない。

Q 宿泊サービスを利用する場合等については延長加算の算定が不可とされたが、指定居宅サービス等の基準省令96条第3項第2号に規定する利用料は、宿泊サービスとの区分がされていれば算定することができるか。

A 通所介護等の営業時間後に利用者を宿泊させる場合には、別途宿泊サービスに係る利用料を徴収していることから、延長に係る利用料を徴収することは適当ではない。

Q 通所介護等の利用者が自宅には帰らず、別の宿泊場所に行くまでの間、延長して介護を実施した場合、延長加算は算定できるか。

A 算定できる。

□延長加算に関するQ&A

Q 「宿泊サービス」を利用した場合には、延長加算の算定はできないこととされているが、以下の場合には算定可能か。

- ① 通所介護事業所の営業時間の開始前に延長サービスを利用した後、通所介護等を利用しその当日より宿泊サービスを利用した場合
- ② 宿泊サービスを利用した後、通所介護サービスを利用し通所介護事業所の営業時間の終了後に延長サービスを利用した後、自宅に帰る場合

A 同一日に宿泊サービスの提供を受ける場合は、延長加算を算定することは適当ではない。

【Q&A】参照

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日) Vol.454

5 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

【要件】

I 利用者が居住する地域の要件

【家島町】・【安富町】・【夢前町】のいずれかの地域

II サービスに関する要件

「通常の事業の実施地域」を超えて、サービスの提供

【単位数】

1日につき、所定単位数の100分の5を加算

【留意事項】

交通費の支払いを受けることはできない。

6 入浴介助加算

【要件】

入浴介助を適切に行える「人員」及び「設備」を有していること。

【単位数】

1日につき、50単位を加算

【留意事項】

通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合は、算定不可。

7 個別機能訓練加算（Ⅰ）

【要件】

I 人員の要件

サービス提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を、1名以上配置

＜理学療法士等＞

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

II サービス提供の要件

- ① 複数の種類の機能訓練項目を準備
- ② 機能訓練指導員等が利用者の生活意欲が増進されるよう利用者の選択を援助
- ③ 選択した項目ごとにグループに分かれて活動し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供

Ⅲ 計画の作成の要件

- ① 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種が共同して、利用者ごとに目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成
- ② 計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等の評価の実施
- ③ 機能訓練指導員等が、居宅を訪問した上で、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施。

Ⅳ 実施の要件

- ① 上記「Ⅲ計画の作成の要件③」の後、3月ごとに1回以上、利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認。
- ② 利用者又はその家族に対し、個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進歩状況を説明・記録し、訓練内容の見直しの実施。

【単位数】

個別機能訓練加算(Ⅰ) 46単位

【留意事項】

① 人の配置

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)の常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算(Ⅱ)の機能訓練指導員として従事することはできない。
- ・常勤専従の機能訓練指導員が不在(休み)時は、算定できない。
ただし、看護職員等(機能訓練指導員の資格要件に該当する者)の常勤職員が、当該日に機能訓練指導員として、サービス提供時間を通じて専従する場合は、算定可能。
- ・通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

② 書類の整備

- ・個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に事業所の個別機能訓練の従事者により、閲覧が可能であるようにすること。

【留意事項】 続き

③ 利用者等への周知

- ・加算の対象となる理学療法士等が配置される曜日は、あらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者へ周知が必要。

【算定可能の具体例】

算定○

<例1>

常勤専従の機能訓練指導員を複数配置。

	月	火	水	木	金	土	日	勤務時間
①機能訓練指導員 (常勤専従)	機能訓練	機能訓練	機能訓練	機能訓練	機能訓練	公休	公休	40H/週
②機能訓練指導員 (常勤専従)	公休	公休	機能訓練	機能訓練	機能訓練	機能訓練	機能訓練	40H/週

【算定可能の具体例】

算定○

<例2>

常勤専従の機能訓練指導員を配置し、当該指導員が休み(不在)の日のみ常勤の看護職員が機能訓練指導員として機能訓練業務を専従で行い、非常勤の看護職員が看護業務を行う。

	月	火	水	木	金	土	日	勤務時間
①機能訓練指導員 (常勤専従)	機能訓練	機能訓練	機能訓練	機能訓練	機能訓練	公休	公休	40H/週
②看護職員 (常勤兼務)	公休	公休	看護業務	看護業務	看護業務	機能訓練	機能訓練	40H/週
③看護職員 (非常勤専従)	看護業務	看護業務				看護業務	看護業務	32H以内/ 週

【算定不可の具体例】

算定×

<例1>

常勤看護職員が機能訓練指導員と兼務して、一日ごとに看護業務と機能訓練業務を交代で行う場合

	月	火	水	木	金	土	日	勤務時間
①看護職員 (常勤)	機能訓練	看護業務	看護業務	機能訓練	機能訓練	公休	公休	40H/週
②看護職員 (常勤)	公休	機能訓練	機能訓練	公休	看護	機能訓練	機能訓練	40H/週
③看護職員 (非常勤)	看護業務			看護業務		看護業務	看護業務	32H以内/ 週

★算定可能にするには・・・

①か②の看護職員のうち、常勤専従となる機能訓練指導員を配置が必要

月～金＝算定○

土・日＝算定×

【算定不可の具体例】

<例2>

常勤専従の機能訓練指導員を配置し、当該指導員が休み(不在)の日のみ看護職員が機能訓練指導員として機能訓練業務を専従で行う。

	月	火	水	木	金	土	日	勤務時間
①機能訓練指導員(常勤専従)	機能訓練	機能訓練	機能訓練	機能訓練	機能訓練	公休	公休	40H/週
②看護職員(常勤専従)	公休	公休	看護業務	看護業務	看護業務	看護業務	看護業務	40H/週
③看護職員(非常勤兼務)	看護業務	看護業務	休み	休み	休み	機能訓練	機能訓練	32H以内/週

★土・日を算定可能にするには・・・

③の看護職員が、常勤となることが必要

8 個別機能訓練加算（Ⅱ）

【要件】

I 人員の要件

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を、1名以上配置

＜理学療法士等＞

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

II サービス提供の要件

- ① 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備
- ② 理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供

Ⅲ 計画の作成の要件

- ① 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種が共同して、利用者ごとの心身の状況を重視した目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成
- ② 計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等の評価の実施

Ⅳ 実施の要件

- ① 機能訓練指導員等が、居宅を訪問した上で、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施。
- ② ①の後、3月ごとに1回以上、利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認。
- ③ 利用者又はその家族に対し、個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進歩状況を説明・記録し、訓練内容の見直しの実施。

【単位数】

個別機能訓練加算（Ⅱ） 56単位

【留意事項】

① 人の配置

- ・通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

② 書類の整備

- ・個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に事業所の個別機能訓練の従事者により、閲覧が可能であるようにすること。

③ 機能訓練の実施

- ・身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施
- ・類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団(個別対応含む)に対して、機能訓練指導員が直接行うこと。
- ・必要に応じて、事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。

【留意事項】 続き

- ・概ね週1回以上、実施することが目安とすること。

④ 利用者等への周知

- ・加算の対象となる理学療法士等が配置される曜日は、あらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者へ周知が必要。

□個別機能訓練加算(Ⅰ)と(Ⅱ)の比較

	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)
単位数	1日につき、 <u>46単位</u>	1日につき、 <u>56単位</u>
機能訓練指導員の配置	常勤・専従1名以上配置	専従1名以上配置
個別機能訓練計画	利用者ごとに、心身の状況に応じて、多職種共同で作成	利用者ごとに、心身の状況を重視した上で、多職種共同で作成
機能訓練項目	利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう <u>複数の種類の</u> 機能訓練項目	利用者の <u>生活機能向上</u> を目的とする機能訓練項目
目的	<u>【身体機能】そのものを回復</u> すること。	残存する身体機能を活用して、 <u>【生活機能】の維持・向上</u> を図り、利用者が居宅において可能な限り、自立して暮らし続けること。

続き	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)
目標(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢筋力の向上を図る。 ・関節可動域の拡大を図る。 ・麻痺の回復を図る。 ・体力の向上を図る。 <p style="text-align: right;">etc</p>	<p>【居宅における生活行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人でトイレに行く。 ・1人で買物に行く。 ・掃除をする。 ・調理をする。 ・掃除をする。 <p>【地域における社会的関係の維持に関する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街に買い物に行く ・孫とメール交換する ・インターネットで手続きをする <p style="text-align: right;">etc</p>

続き	個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)
訓練の対象者	<u>人数制限なし</u>	<u>5人程度以下の小集団</u> 又は <u>個別</u>
訓練の実施者	<u>制限なし</u>	機能訓練指導員が <u>直接実施</u>
実施回数	実施回数の定めはなし	<u>概ね、週1回以上実施</u>
居宅への訪問	<u>3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認</u>	

□個別機能訓練加算の居宅への訪問

【目的】

- ① 居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認
 - ② 利用者又は家族に「個別機能訓練計画の内容」・「進歩状況」・「評価の内容」を説明
- ⇒ ①②の内容を記録すること。
- ⇒ 訓練内容の見直しを行う。

□個別機能訓練加算の過誤調整となった事例

【事例】

＜個別機能訓練加算（Ⅰ）＞

- ① 機能訓練指導員が、「看護職員」として勤務していた日に算定していた。⇒ 専従要件を満たしていない。

＜個別機能訓練加算（Ⅱ）＞

- ① 3月ごとに1回以上の機能訓練指導員等による利用者の居宅への訪問及び利用者の居宅での生活状況の確認が行われていなかった。
- ② 機能訓練指導員が不在の日に算定していた。
- ③ 利用が月2回の利用者に対して、算定していた。
⇒ 概ね週1回以上の実施が必要。

□個別機能訓練加算の指摘事項

【指摘事項】

- ① 個別機能訓練計画の内容(評価を含む)の説明が確認できなかった。
- ② 利用者の居宅の訪問及び利用者の居宅での生活状況の確認について、その記録が作成されていなかった。
- ③ 個別機能訓練計画について、訓練の実施方法、実施時間等の具体的な記載がなかった。
- ④ 個別機能訓練の実施記録について、具体的な訓練の内容や機能訓練担当者についての記録がなかった。
- ⑤ 個別機能訓練計画の内容(評価を含む)や進捗状況等の、利用者又はその家族に対する説明内容が確認できなかった。
- ⑥ 訓練内容が身体機能の向上目的中心になっていた。(個別機能訓練加算Ⅱ)
- ⑦ 評価欄の記載が訓練の内容が主であった。訓練の効果、目標の達成度に関する記載がなかった。

□個別機能訓練加算に関するQ&A

Q1 個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件である常勤専従の機能訓練指導員として、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携による看護職員を1名以上あてることにより加算の要件を満たすと言えるのか。

A 個別機能訓練加算(Ⅰ)の算定要件である常勤専従の機能訓練指導員は配置を求めるものであるため、認められない。

Q2 通所介護の個別機能訓練加算について、利用者の居宅を訪問し、利用者の在宅生活の状況を確認した上で、多職種共同で個別機能訓練計画を作成し機能訓練を実施することとなるが、利用者の中には自宅に人を入れることを極端に拒否する場合もある。入れてもらえたとしても、玄関先のみであったり、集合住宅の共用部分のみであったりということもある。このような場合に、個別機能訓練加算を取るためにはどのような対応が必要となるのか。

A 利用者の居宅を訪問する新たな要件の追加については、利用者の居宅における生活状況を確認し、個別機能訓練計画に反映させることを目的としている。このため、利用者やその家族等との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、通所介護事業所の従業者におかれては、居宅訪問の趣旨を利用者及びその家族等に対して十分に説明し、趣旨をご理解していただく必要がある。

□個別機能訓練加算に関するQ&A

Q3 個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)を併算定する場合、1回の居宅訪問で、いずれの要件も満たすことになるか。

A 個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)を併算定する場合、それぞれの算定要件である居宅訪問による居宅での生活状況の確認は、それぞれの加算を算定するために別々に行う必要はない。

なお、それぞれの加算で行うべき機能訓練の内容は異なることから、両加算の目的、趣旨の違いを踏まえた上で、個別機能訓練計画を作成する必要がある。

Q4 居宅を訪問するのは、利用者宅へ送迎をした後そのまま職員が残り、生活状況を確認することでも認められるか。

A 認められる。

□個別機能訓練加算に関するQ&A

Q5 個別機能訓練計画の作成及び居宅での生活状況の確認について、「その他の職種の者」は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員又は生活相談員以外に、どんな職種を想定しているのか。また、個別機能訓練計画作成者と居宅の訪問者は同一人物でなくてもよいか。さらに、居宅を訪問する者が毎回変わってしまってもよいか。

A 個別機能訓練計画については、多職種共同で作成する必要がある。

このため、個別機能訓練計画作成に関わる職員であれば、職種に関わらず計画作成や居宅訪問を行うことができるため、機能訓練指導員以外がこれらを行っても差し支えない。

なお、3月に1回以上、居宅を訪問し、生活状況を確認する者は、毎回必ずしも同一人物で行う必要はない。

□個別機能訓練加算に関するQ&A

Q6 居宅を訪問している時間は、人員基準上、必要な配置時間に含めて良いか。

A 個別機能訓練加算（I）で配置する常勤・専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練計画におけるプログラムに支障がない範囲において、居宅を訪問している時間も配置時間に含めることができる。

生活相談員については、今回の見直しにより、事業所外における利用者の地域生活を支えるための活動が認められるため、勤務時間として認められる。

Q7 利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画の作成・見直しをすることが加算の要件であることから、通所介護事業所における長期の宿泊サービスの利用者は、訪問すべき居宅に利用者がいないため、居宅を訪問できない。このような場合は、加算を算定できないことよろしいか。

A 個別機能訓練加算は、利用者の居宅でのADL、IADL等の状況を確認し、生活課題を把握した上で、利用者の在宅生活の継続支援を行うことを評価するものであることから、このような場合、加算を算定することはできない。

□個別機能訓練加算に関するQ&A

Q8 ある利用者が通所介護と短期入所生活介護を利用している場合、それぞれの事業所が個別機能訓練加算を算定するには、居宅訪問は別々に行う必要があるか。

A 通所介護と短期入所生活介護を組み合わせて利用している者に対し、同一の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成しており、一方の事業所で行った居宅訪問の結果に基づき一体的に個別機能訓練計画を作成する場合は、居宅訪問を別々に行う必要はない。

【Q&A】参照

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日) Vol.454

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月30日) Vol.471

9 中重度者ケア体制加算

【要件】

I 人員の要件

- ① 暦月ごとに、人員基準上の「看護職員又は介護職員」の員数に加え、「看護職員又は介護職員」を、常勤換算方法で、2以上確保

【算定式】

$$\frac{\text{暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員が勤務すべき時間数}}$$

- ② サービス提供時間帯を通じて、専従の看護職員を1名以上配置

II 利用者の要件

前年度(又は算定月の前3月間)の利用者総数のうち、要介護3, 4, 5の者の占める割合が、3割以上

【単位数】

1日につき、45単位を加算

【留意事項】

① 人の配置

- ・サービス提供時間帯を通じて配置する看護職員は、他の職務との兼務は不可。
- ・看護職員の配置のない日は、算定不可。
- ・サービス提供時間帯を通じて配置する看護職員は、加配を行う常勤換算員数を算出するときの勤務時間には含めることはできない。

【留意事項】 続き

② 書類の整備

- ・「社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラム」を作成が必要。
- ・「Ⅱ 利用者の要件」について、前3月の実績により届出を行った場合、届出を行った月以降も、直近3月間の利用者の割合につき、継続的に維持し、その割合を毎月記録が必要。
⇒ 所定の割合を下回った場合は、直ちに姫路市に届出が必要。

～社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラム～

今までその人が、築いてきた社会関係・人間関係を維持するために、
「家庭内の役割づくりのための支援」や
「地域の中での生きがいや役割をもって生活できるような支援」
をすることなどの目標を、通所介護計画などに設定

口中重度ケア加算に関するQ&A

Q1 加算算定の要件である通所介護を行う時間帯を通じて、専従で配置する看護職員の提供時間帯中の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数には含めることができないということでしょうか。

A 提供時間帯を通じて配置する看護職員は、他の職務との兼務は認められず、加算の要件である加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。

なお、加算の算定要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は、当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。

		月	火	水	木	金
看護職員A		●	●	休	●	●
看護職員B	看護職員			○午前		
	機能訓練指導員	○	○	○午後	○	○

【注意1】

・水曜日は、「看護職員B」が機能訓練指導員と兼務しているため、算定不可。

【注意2】

・「看護職員A」の勤務時間を、加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。

Q2 重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムとはどのようなものか。

A 今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行う必要がある。

Q3 通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置とあるが、指定基準の他に配置する必要があるのか。

A 当該事業所に配置している看護職員が現在、専従の看護職員として提供時間帯を通じて既に配置している場合には、新たに配置する必要はない。

Q4 通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員(中重度者ケア体制加算)、認知症介護実践者研修等の修了者(認知症加算)は、日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、通所介護を行う時間帯を通じて配置されていれば、加算の要件を満たすと考えてよいか。

A 日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、加算の要件の一つである「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員(認知症介護実践者研修等の修了者)を1名以上配置していること」を満たすこととなる。

Q5 加算算定の要件に、通所介護を行う時間帯を通じて、専従で看護職員を配置していることとあるが、全ての営業日に看護職員を配置できない場合に、配置があった日のみ当該加算の算定対象となるか。

A 貴見のとおり。

【Q&A】参照

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日) Vol.454

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月30日) Vol.471

10 認知症加算

【要件】

I 人員の要件

- ① 暦月ごとに、人員基準上の「看護職員又は介護職員」の員数に加え、「看護職員又は介護職員」を、常勤換算方法で、2以上確保

【算定式】

$$\frac{\text{暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員が勤務すべき時間数}}$$

- ② サービス提供時間帯を通じて、認知症介護に係る次の研修の修了者を、1名以上配置

【研修】

- 認知症介護指導者研修
- 認知症介護実践リーダー研修
- 認知症介護実践者研修
- 旧痴呆介護実務者研修の基礎課程及び専門課程

【要件】 続き

Ⅱ 利用者の要件

前年度(又は算定月の前3月間)の利用者総数のうち、次の者の占める割合が、2割以上

「日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Mに該当する者」

【単位数】

1日につき、60単位を加算

【留意事項】

① 人の配置

- ・認知症介護に係る研修の修了者は、サービス提供時間帯を通じて、1名以上配置が必要

② 書類の整備

- ・認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムの作成すること。
- ・前3月の実績により届出を行った場合、届出を行った月以降も、直近3月間の利用者の割合につき、継続的に維持し、その割合を毎月記録が必要。
 - ⇒ 所定の割合を下回った場合は、直ちに姫路市に届出が必要。

□認知症加算に関するQ & A

Q1 認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。

A

1 認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。

なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。

2 医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

3 これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。

Q2 認知症加算について、認知症介護実践者研修等の修了者の配置が求められているが、当該研修修了者は、介護職員以外の職種(管理者、生活相談員、看護職員等)でもよいのか。

A 介護職員以外の職種の者でも認められるが、その場合、通所介護を行う時間帯を通じて指定通所介護事業所に従事している必要がある。

なお、他の加算の要件の職員として配置する場合、兼務は認められない。

Q3 認知症加算について、通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護実践者研修等の修了者の配置が要件となっているが、当該加算の算定対象者の利用がない日についても、配置しなければならないのか。

A 認知症加算の算定対象者の利用がない日については、認知症介護実践者研修等の修了者の配置は不要である。

なお、認知症の算定対象者が利用している日に認知症介護実践者研修等の修了者を配置していない場合は、認知症加算は算定できない。

Q4 認知症加算の要件に「認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成すること」とあるが、事業所として一つのプログラムを作成するのか、利用者ごとの個別プログラムを作成するのか。

A 利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するケアを行うなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行うことが必要である。

Q5 職員の配置に関する加配要件については、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していることに加え、これと別に認知症介護実践者研修等の修了者を1名以上配置する必要があるか。

A 指定基準で配置すべき従業者、又は、常勤換算方法で2以上確保する介護職員又は看護職員のうち、通所介護を行う時間帯を通じて、専従の認知症実践者研修等の修了者を少なくとも1名以上配置すればよい。

【Q&A】参照

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日) Vol.454

□認知症加算・中重度者ケア加算に関するQ&A

【Q&A】参照

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日) Vol.454

Q1 指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。

A 例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であって、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。

(本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。)

※次ページ参照

□認知症加算・中重度者ケア加算に関するQ&A

A 回答 続き

	月	火	水	木	金	土	計
利用者数	18人	17人	19人	20人	15人	16人	105人
必要時間数	11.2時間	9.8時間	12.6時間	14時間	7時間	8.4時間	63時間
職員A	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	0時間	40時間
職員B	0時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	40時間
職員C	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	0時間	35時間
職員D	8時間	8時間	0時間	0時間	8時間	8時間	32時間
計	23時間	31時間	23時間	23時間	31時間	16時間	147時間
加配時間数	11.8時間	21.2時間	10.4時間	9時間	24時間	7.6時間	84時間

① 指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数

(例:月曜日の場合)

確保すべき勤務時間数 = ((利用者数 - 15) ÷ 5 + 1) × 平均提供時間数 = 11.2時間

② 指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数

(例:月曜日の場合)

指定基準に加えて確保された勤務時間数 = (8 + 7 + 8) - 11.2 = 11.8時間

以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、 $84時間 \div 40時間 = 2.1$ となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。

Q2 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。

A 中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。

このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。

Q3 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で4以上確保する必要があるか。

A 事業所として、指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケア体制加算における「指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことになる。

Q4 認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に1名以上配置されていれば、複数単位におけるサービス提供を行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。

A サービスの提供時間を通じて1名以上配置されていれば、加算の算定対象となる。

Q5 通所介護を行う時間帯を通じて1名以上の配置が求められる看護職員(中重度者ケア体制加算)、認知症介護実践者研修等の修了者(認知症加算)は、日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、通所介護を行う時間帯を通じて配置されていれば、加算の要件を満たすと考えてよいか。

A 日ごと又は1日の時間帯によって人員が変わっても、加算の要件の一つである「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員(認知症介護実践者研修等の修了者)を1名以上配置していること」を満たすこととなる。

11 若年性認知症利用者受入加算

【要件】

I 利用者の要件

初老期による認知症によって、要介護者(要支援者)となった者

II サービス提供の要件

I の利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供

III 他の加算等の要件

「認知症加算」を算定していないこと。

【単位数】

1日につき、60単位を加算

12 栄養改善加算

【要件】

I 人の要件

管理栄養士を、1名以上配置

II 書類の整備の要件

- ① 利用者の栄養状態を利用開始時に把握
- ② 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの栄養ケア計画を作成
- ③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、利用者の栄養状態を定期的に記録
- ④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価

III 他の加算等の要件

「定員超過利用」・「人員基準欠如」減算に該当していないこと。

【単位数】

1回につき、150単位を加算

【栄養改善サービスの提供の手順】

① 把握

利用者ごとの低栄養状態のリスクを利用開始時に把握

② アセスメント

利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの栄養状態に関する解決すべき課題を把握

③ 計画の作成

管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、「栄養ケア計画」を作成

「栄養ケア計画」には、次の項目を記載

- ・栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)
- ・解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等

【栄養改善サービスの提供の手順】 続き

④ 説明と同意

作成した「栄養ケア計画」について、利用者又は家族に説明し、同意

⑤ 提供

「栄養ケア計画」に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供

⑥ 検討と評価

利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により、栄養状態を評価

⑦ 情報提供

⑥の結果を、利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に情報提供

【留意事項】

① 算定回数

・3月以内の期間に限り、1月に2回を限度

13 口腔機能向上加算

【要件】

I 人の要件

言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を、1名以上配置

II 書類の整備の要件

- ① 利用者の口腔機能を利用開始時に把握
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成
- ③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員が栄養改善サービスを行い、利用者の口腔機能を定期的に記録
- ④ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価

【要件】 続き

Ⅲ 他の加算等の要件

「定員超過利用」・「人員基準欠如」減算に該当していないこと。

Ⅳ 医療保険の算定

歯科医療を受診している場合で、次のいずれかに該当する場合は、算定不可。

- ① 医療保険において歯科診療報酬点数表の「摂食機能療法」を算定している場合
- ② 医療保険において歯科診療報酬点数表の「摂食機能療法」を算定していない場合で、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導又は実施」を行っていない場合

【単位数】

1回につき、150単位を加算

【口腔機能向上サービスの提供の手順】

① 把握

利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握

② アセスメント

利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食、嚥下機能に関する解決すべき課題を把握

③ 計画の作成

言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、「口腔機能改善管理指導計画」を作成

「口腔機能改善管理指導計画」には、次の項目を記載

- ・取り組むべき事項

④ 説明と同意

作成した「口腔機能改善管理指導計画」について、利用者又は家族に説明し、同意

【口腔機能向上サービスの提供の手順】 続き

⑤ 提供

「口腔機能改善管理指導計画」に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員が利用者ごとに栄養改善サービスを提供

⑥ 検討と評価

利用者の口腔機能に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態を評価

⑦ 情報提供

⑥の結果を、利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に情報提供

【留意事項】

① 算定回数

・3月以内の期間に限り、1月に2回を限度

14 サービス種類相互の算定関係

次のサービスを受けている間は、通所介護費(介護予防通所介護費)は、算定できない。

- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)短期入所療養介護
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

15 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通う者に通所介護を行う場合の減算

【要件】

次のいずれかの者に通所介護を行った場合は、減算対象

- ① 通所介護事業所と同一建物に居住する者
- ② 通所介護事業所と同一建物から当該事業所に通う者

【同一建物の定義】

通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物

<該当>

- 建物の1階部分に通所介護事業所がある場合
- 建物と渡り廊下等で繋がっている場合

<非該当>

- 同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合

※当該建築物の管理、運営法人が当該通所介護事業所の事業者と異なる場合であっても該当

【単位数】

1日につき、94単位を**減算**

【例外的に減算対象とならない場合】

I 要件

傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により、送迎が必要と認められる利用者に対して、送迎を行った場合

＜具体的には＞

「傷病により一時的に歩行困難となった者」又は「歩行困難な要介護者」、かつ、

「建物の構造上自力での通所が困難である者」に対し、

2人以上の従業者が、利用者の居住する場所と通所介護事業所との間の往復の移動を介助した場合に限られる。

【例外的に減算対象とならない場合】 続き

Ⅱ 検討と記録

- ① 介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討
 - ・2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由
 - ・移動介助の方法、期間
- ② ①の内容及び結果について通所介護計画に記載し、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

16 送迎を行わない場合の減算

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき、減算の対象となる。

ただし、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から通う者に通所介護を行う場合の減算」の対象となっている場合は、対象とならない。

【単位数】

片道につき、47単位を減算

□送迎減算に関するQ&A

Q1 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方如何。

A 宿泊サービスを利用するしないにかかわらず、送迎をしていなければ減算となる。

Q2 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。

A 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていないければ減算となる。

Q3 通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えるか。

A 徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。

【Q&A】参照

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日) Vol.454

17 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

【要件】

I 人の要件

介護職員の総数のうち、「介護福祉士」の占める割合が、5割以上

※介護福祉士 ⇒ 各月の前月の末日時点で資格を取得していること。

II 他の加算等の要件

「定員超過利用」・「人員基準欠如」減算に該当していないこと。

18 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

【要件】

I 人の要件

介護職員の総数のうち、「介護福祉士」の占める割合が、4割以上

※介護福祉士 ⇒ 各月の前月の末日時点で資格を取得していること。

II 他の加算等の要件

「定員超過利用」・「人員基準欠如」減算に該当していないこと。

19 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

【要件】

I 人の要件

直接提供する職員の総数のうち、「勤続年数3年以上の者」の占める割合が、3割以上

① 直接提供する職員

生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員

② 勤続年数

各月の前月の末日時点における勤続年数

(例)

平成28年4月における勤続年数3年以上とは

⇒ 平成28年3月31日時点で、3年以上であること。

II 他の加算等の要件

「定員超過利用」・「人員基準欠如」減算に該当していないこと。

【留意事項】

① 職員の割合の算出

常勤換算方法により、前年度(3月を除く。)の平均

＜前年度の実績が、6月に満たない事業所(新規・再開)＞
届出日の属する月の前3月の平均

※この場合、届出を行った月以降も、直近3月間の利用者の割合につき、継続的に維持し、その割合を毎月記録が必要。

⇒ 所定の割合を下回った場合は、直ちに姫路市に届出が必要。

20 生活機能向上グループ活動加算

【要件】

I 書類の整備の要件

生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成

II サービス提供の要件

- ① 利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備
- ② その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助
- ③ 利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供
- ④ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき、1回以上実施

II 他の加算等の要件

同月中に、「運動器機能向上加算」、「栄養改善加算」、「口腔機能向上加算」、「選択的サービス複数実施加算」のいずれかを算定していない。

【取扱い】

自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を行った場合に算定できる。

※集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練の場合は、算定不可。

次の①から③を満たすことが必要。

① 生活機能向上グループ活動の準備

ア 日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組む。

イ 一のグループの人数は、6人以下とする。

② 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定

介護職員等が、次のアからエまでに掲げる手順により行う。アからエまでの手順により得られた結果は、介護予防通所介護計画に記録する。

ア 次のことを把握すること。

- 1) 要支援状態に至った理由と経緯**
- 2) 要支援状態となる直前の日常生活上の自立の程度と家庭内での役割の内容**
- 3) 要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと**
- 4) 現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容**
- 5) 近隣との交流の状況等について把握。利用者から聞き取りのほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得るよう努めること。**

イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定する。

到達目標は、概ね3月程度で達成可能な目標とし、概ね1月程度で達成可能な目標(以下「短期目標」という。)を設定。

到達目標及び短期目標については、当該利用者の介護予防サービス計画と整合性のとれた内容とする。

ウ 介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定する。活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるように支援する。

エ グループ活動

- 1) 実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間
- 2) 実施頻度は、1週につき1回以上
- 3) 実施期間は、概ね3月以内

※1)から3)までについて、利用者に説明し、同意を得ること。

③ 生活機能向上グループ活動の実施方法

ア 生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておく。

イ 一のグループごとに、実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置し、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。

ウ サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録する。

エ 短期目標に応じ、概ね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行う。

オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの3)から5)までの等について確認すること。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告すること。

また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。

21 運動器機能向上加算

【要件】

I 人の要件

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を、1名以上配置
＜理学療法士等＞

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

II 計画の作成の要件

- ① 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成
- ② 計画に従い、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種が運動器機能向上サービスを行い、利用者の運動器の機能を定期的に記録
- ③ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価

Ⅲ 他の加算等の要件

「定員超過利用」・「人員基準欠如」減算に該当していないこと。

【運動器機能向上サービスの手順】

① 把握

医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定の実施し、サービス提供に伴うリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握

② 目標の設定

理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための目標を設定

おおむね3月程度で達成可能な目標 ⇒ 長期目標

おおむね1月程度で達成可能な目標 ⇒ 短期目標
(長期目標を達成するための目標)

③ 計画の作成

②の目標を踏まえ、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに、「実施する運動の種類」、「実施期間」、「実施頻度」、「1回当たりの実施機関」、「実施形態等」を記載した運動器機能向上計画を作成

※実施期間は、おおむね3月間程度とすること。

④ 提供

③の計画に基づき、利用者ごとに、運動器機能向上サービスを提供

⑤ モニタリング

短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の「短期目標の達成度」「客観的な運動器の機能の状況」について、モニタリングを実施。

⑥ 報告

③の計画の実施期間終了後、利用者ごとに、「長期目標の達成度」「客観的な運動器の機能の状況」を介護予防支援事業者に報告。

□運動器機能向上加算の指摘事項

【指摘事項】

- ① 短期目標が1月ごとに設定されていなかった。
- ② 短期目標が長期目標達成のための目標となっていなかった。
- ③ 短期目標のモニタリングが3月ごとに行われていた。

22 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)

【要件】

Ⅰ 実施するサービス種類の要件

次の「選択的サービス」のうち、2種類のサービスを実施

＜選択的サービス＞

- 運動器機能向上サービス
- 栄養改善サービス
- 口腔機能向上サービス

Ⅱ サービス提供の要件

- ① 利用者が、介護予防通所介護の提供を受けた日に、その利用者には「選択的サービス」を実施。
- ② 利用者に対し、「選択的サービス」のうち、いずれかのサービスを、1月につき、2回以上実施。
- ③ いずれかの「選択的サービス」を週1回以上実施。

23 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)

【要件】

I 実施するサービス種類の要件

次の「選択的サービス」のうち、3種類のサービスを実施

＜選択的サービス＞

- 運動器機能向上サービス
- 栄養改善サービス
- 口腔機能向上サービス

II サービス提供の要件

- ① 利用者が、介護予防通所介護の提供を受けた日に、その利用者には「選択的サービス」を実施。
- ② 利用者に対し、「選択的サービス」のうち、いずれかのサービスを、1月につき、2回以上実施。
- ③ いずれかの「選択的サービス」を週1回以上実施。

□ 選択的サービス複数実施加算の過誤調整となった事例

【事例】

- ① 選択的サービスの提供が週1回以上実施されていない。
⇒ いずれかの「選択的サービス」を、週1回以上の実施が必要。

24 通所介護費の指摘事項

【指摘事項】

- ① 急な中止により実際にサービス提供がなかったものやサービス提供時間に変更があったものであっても、当初の予定通り所要時間7時間以上9時間未満の通所介護費を請求していた。

【Q&A】

(平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)

7時間以上9時間未満の通所介護を行っていたが、当日利用者の心身の状況から1～2時間で中止した場合は、当初の通所サービス計画に位置付けられていた時間よりも大きく短縮しているため、当日のキャンセルとして通所介護費を算定できない。

25 台風などの災害が起きた場合の取扱い

【台風に伴い、サービス提供時間を短縮したが場合】

台風等により提供時間を短縮した場合、短縮しても当初の計画どおりにサービスが提供したのであれば、所定単位数を算定してもよい。

例えば、台風の影響により、午前のみの場合は、計画どおりのサービスの提供が不可であるため、実際に要した時間での算定となる。

<参考:>

(平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成24年3月16日)

～回答の抜粋～

当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

26 理美容サービスの利用の取扱い

Q1

デイサービスセンター等の通所サービスの提供場所において、通所サービスに付随して理美容サービスを提供することはできるか。

A

理美容サービスは、介護保険による通所サービスには含まれないが、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。

その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。

なお、通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間は含まれない。

Q2

デイサービスセンター等において理美容サービスを受ける時間帯は、通所サービス開始前又は終了後に限られるか。

A

通所サービスについては、利用者ごとの通所介護計画等に基づき、利用者のニーズに応じた適正なサービス提供がなされることが必要であり、通所サービスとの区分が明確であれば、必ずしも開始前又は終了後に限る必要はない。この場合、通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所サービス計画について、本人に対する説明と了解を得ていること、通所サービスの利用料とは別に費用請求が行われていることが必要である。

【Q&A】参照

通所サービス利用時の理美容サービスの利用についてQ&A(平成14年5月14日)

27 医療機関への受診の取扱い

Q1

緊急やむを得ない場合における併設医療機関(他の医療機関を含む)の受診による通所サービスの利用の中止について

A

併設医療機関等における保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

Q2

通所サービスと併設医療機関等の受診について

A

通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。

また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきものである。

【Q&A】参照 介護報酬に係るQ&Aについて(平成15年5月30日)